

あいづとしけいかくじぎょう
会津都市計画事業
おうぎまちとちくかくせいりじぎょう
扇町土地区画整理事業

ちやうめいちばんへんこう ともな
町名地番変更に伴う
かいしゃとう しょざいちへんこうとうき てび
会社等の所在地変更登記の手引き

れいわ ねん がつ にち ど
令和6年1月27日(土)から

みなさま じゅうしょ かいしゃ しょざいち か
皆様の住所(会社の所在地)が変わります。

令和5年10月

会津若松市 建設部 開発管理課

目 次

1. まえがき	P 1
2. このような場合に手続きが必要です	P 1
3. 会社等変更登記の期間（いつまでに）	P 1
4. 登録免許税	P 1
5. 会社等の本店所在地の変更登記申請の方法	P 2
6. 法人等の主たる事務所の所在地の変更登記申請の方法	P 2
7. 代表者の住所の変更登記申請の方法	P 3
8. 会社や法人所有名義の土地建物の名義人住所変更登記申請の方法	P 3
9. 住所変更証明書の申請方法	P 3
10. 委任状	P 3
11. 記載例	P 4～9

1. まえがき

土地区画整理事業の換地処分に伴い町名地番変更が実施されますと、その区域内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地、または個人の住所が変更されますので、管轄の法務局に対し変更登記の申請をしていただく必要があります。

2. このような場合に手続きが必要です。

- (1) 会社登記されている「本店」「支店」の所在地、または、会社以外の法人の「主たる事務所」「従たる事務所」の所在地の表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社・合資会社・合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般財団・一般社団法人の代表理事や、協同組合の代表理事等、登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。（以下「会社等」と総称し、会社について説明します）

※ 変更登記の申請をしないと、登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、すみやかに申請しましょう。

3. 会社等変更登記の期間（いつまでに）

- (1) 本店（主たる事務所）所在地においては…………… 2週間以内
- (2) 支店（従たる事務所）がある場合は、本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局へ申請する必要があります。…………… 2週間以内

4. 登録免許税

登録免許税は、「住所変更証明書」を添付すれば免除されます。

※ 「住所変更証明書」は、町名地番変更実施日の令和6年1月27日（土）以降に、皆さまの申請に基づき、会津若松市役所開発管理課において、必要な枚数を無料で発行いたします。

申請につきましては、基本的に法人代表者が行うべきものですが、申請者が法人代表者でない場合は、委任状の持参をお願いいたします。また、申請時には本人確認ができるもの（運転免許証等）の持参をお願いいたします。代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書の持参をお願いいたします。

なお、令和6年1月26日以前には発行できませんのでご注意ください。

5. 会社等の本店所在地の変更登記申請の方法

本店が、今回の町名地番変更実施地区内にある場合

- (1) 今回の町名地番変更実施地区内に本店がある会社等は、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載した登記申請書を作成し、「住所変更証明書」を添付して、本店の管轄登記所である「福島地方法務局 法人登記部門」に提出してください。
⇒ P4「記載例A」を参照してください。

※ 郵送でも差し支えありません。

その際には「登記申請書在中」と明記し、書留郵便（レターパック可）で送ってください。

【宛先】

〒960-8021
福島市霞町1番46号（福島合同庁舎2階）
福島地方法務局 法人登記部門

TEL 024-534-1904

- (2) 会社等の役員の方が、今回の町名地番変更実施地区内に住所がある時は、同一の申請書に記載して、代表者の住所変更登記を同時に申請できます。
⇒ P5「記載例B」を参照してください。

6. 法人等の主たる事務所の所在地の変更登記申請の方法

主たる事務所が今回の町名地番変更実施地区内にある場合

- (1) 今回の町名地番変更実施地区内に主たる事務所がある会社等は、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載した登記申請書を作成し、「住所変更証明書」を添付して、主たる事務所の管轄登記所である「福島地方法務局法人登記部門」に提出してください。
⇒ P4「記載例A」を参照してください。
※ 「登記申請書在中」と明記し、書留郵便で送っても差し支えありません。
- (2) 法人等の役員の方が、今回の町名地番変更実施地区内に住所がある時は、同一の申請書に記載して代表者の住所変更登記を同時に申請できます。
⇒ P5「記載例B」を参照してください。

7. 代表者の住所の変更登記申請の方法

(1) 主たる事務所が今回の町名地番変更実施地区内にあるときは、前述の「5. 会社等の本店所在地の変更登記申請の方法」で同時に申請することができます。

⇒ P5「記載例B」を参照してください。

(2) 主たる事務所が今回の町名地番変更実施地区外にあっても、会社や法人の代表者が今回の町名地番変更実施地区内に住所がある場合には、「代表者の住所変更の登記」を申請する必要があります。

⇒ P6「記載例C」を参照してください。

なお、株式会社は代表取締役の住所、特例有限会社は取締役の住所、法人や組合は、代表理事や理事として登記してある住所がありますのでご注意ください。

【お問合せ先】

福島地方法務局 法人登記部門 Tel 024-534-1904

8. 会社や法人所有名義の土地建物の名義人住所変更登記申請の方法

今回の町名地番変更実施地区内のみならず、地区外の会津若松市、県内の他市区町村、及び、県外にある全ての所有不動産について、「所有権登記名義人住所変更登記」をしてください。

⇒ P7～P8「説明」と「記載例D」を参照してください。

9. 住所変更証明書の申請方法

「住所変更証明書」は、町名地番変更実施日の令和6年1月27日（土）以降に、皆さまの申請に基づき、会津若松市役所開発管理課において、必要な枚数を無料で発行いたします。

申請につきましては、基本的に法人代表者が行うべきものですが、申請者が法人代表者でない場合は、委任状の持参をお願いいたします。また、申請時には本人確認ができるもの（運転免許証等）の持参をお願いいたします。代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書の持参をお願いいたします。

なお、令和6年1月26日以前には発行できませんのでご注意ください。

10. 委任状

代理人による申請手続きは、代理権限証明書（委任状）が必要です。

⇒ P9を参照してください。

<記載例A> 本店が今回の町名地番変更実施地区内にある場合の変更登記

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2

1. 商号 ○○商事株式会社 本店の旧所在地を記載してください

1. 本店 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原 1 2 3 番地の 4

1. 登記の事由 町名地番変更の実施による本店の変更

1. 登記すべき事項 令和6年1月27日 町名地番変更

変更後の本店 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号 本店の新所在地を記載してください

1. 添付書類 住所変更証明書 1通
市役所発行の、本店の住所変更証明書になります

委任状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和6年1月○日 ← 法務局への提出日

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合に必要です。

申請人 本店 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

商号 ○○商事株式会社

代表取締役 住所 ○県○市○町○番○号

氏名 若松 太郎 ⑩ ← 法務局に届出である印鑑を押印

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人 住所 ○県○市○町○○

氏名 法務 三郎 ⑩

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。
代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

福島地方法務局 御中

<記載例B> 本店の所在地と、代表取締役の住所の変更登記

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2

1. 商号 ○○工業株式会社 本店の旧所在地を記載してください

1. 本店 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原123番地の4

1. 登記の事由 町名地番変更の実施による本店の変更、及び、代表取締役の住所の変更

1. 登記すべき事項 令和6年1月27日 町名地番変更
変更後の本店 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

本店の新所在地を記載してください

令和6年1月27日

代表取締役 若松太郎 の住所変更

変更後の住所 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

代表取締役の新住所を記載してください

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 住所変更証明書 1通

市役所発行の、本店の住所変更証明書になります

委任状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です。

令和6年1月○日 ← 法務局への提出日

申請人 本店 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

商号 ○○工業株式会社

代表取締役 住所 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

氏名 若松 二郎 ㊞

← 法務局に届出ている印鑑を押印

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人 住所 ○県○市○町○番地

氏名 法務 三郎 ㊞

← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。
代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

福島地方法務局 御中

<記載例C> 今回の町名地番変更実施地区内に住所がある代表者の住所変更登記申請

(受付番号票貼付欄)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2

1. 商号 ○○商事株式会社

1. 本店 ○○県○○市○○町△丁目 1 2 3 番地の 4 ← 本店の所在地

1. 登記の事由 町名地番変更の実施による代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 令和6年1月27日
代表取締役 若松三郎 の住所変更
変更後の住所 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○

代表取締役の新住所を記載してください

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

1. 添付書類 住所変更証明書 1 通
市役所発行の、代表者の住所変更証明書になります

委任状 1 通

上記のとおり登記の申請をします。

委任状は、代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。印鑑届は不要です。

令和6年1月○日 ← 法務局への提出日

申請人 本店 ○○県○○市○○町△丁目 1 2 3 番地の 4
商号 ○○商事株式会社
代表取締役 住所 福島県会津若松市藤原一丁目○番地の○
氏名 若松 三郎 (印) ← 法務局に届出である印鑑を押印
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

代理人 住所 ○県○市○町○○番地
氏名 法務 太郎 (印) ← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印します。
電話番号 ○○○-○○○-○○○○
代理申請の場合、代表取締役の押印は必要ありません。

福島地方法務局 御中

不動産の本店等の変更登記を申請される方へ

1. はじめに

登記簿に記載された不動産の所有者の住所・本店に変更があったときは、変更後の記載に改める必要があります。この場合の登記申請の目的は「所有権登記名義人住所変更」となります。

【注意】 この登記は、会社・法人の会社変更登記の完了後に申請する事になります。福島地方法務局若松支局における、不動産の所有権登記名義人住所変更手続きは、登記簿・公図の更正作業のため、換地処分の登記が完了するまで登記事務は停止（土地区画整理法第107条第3項）されますので、登記の事務停止期間終了後に変更手続きを行ってください。

2. 所有権登記名義人住所変更登記に必要な書類

(1) 登記申請書

…P 8の「登記申請書の記載例」を参考にしてください。

(2) 登記原因証明情報（⇒住所変更証明書を添付）

…「所有権登記名義人住所変更登記」には、次のような「登記原因を証明する情報」が必要になります。

町名地番変更により住所が変わった場合、市役所が発行する「住所変更証明書」が、登記原因を証明する情報、または、会社・法人の変更後の履歴事項証明書になります。

(3) 代理権限証書（⇒委任状）

… 不動産を所有する会社の代表者が申請するのが原則ですが、本人が申請できない場合は、代理人による申請となり、「委任状」が必要です。

(4) 会社法人等番号

… 申請人である会社の会社法人等番号を記載してください。

なお、会社の登記事項証明書を添付する場合は、会社法人等番号の記載は不要です。

【お問合せ先】

福島地方法務局若松支局 登記部門

TEL 0242-27-1501

※相談は予約制です。

3. 申請書記載上の留意事項

(1) 登記申請書は、A 4判の上質紙に記載してください。（コピー用紙でも可）

(2) 記入は、パソコン(ワープロ)を使用して入力するか、黒インク又は黒色ボールペンを使用してください。鉛筆は使用できません。

4. 登記に必要な費用

所有権登記名義人住所変更登記に必要な登録免許税は、住居表示（または区画整理等）による町名・地番変更の場合は、非課税です。（住所変更証明書を添付）

<記載例D> 所有不動産（土地・建物）の変更登記申請

申請書
記載例

(受付番号票貼付欄)

登記申請書

登記の目的
原因
変更後の事項
申請人

所有権登記名義人住所変更
令和6年1月27日 町名地番変更
本店 会津若松市藤原一丁目〇番地の〇
(本店) 会津若松市藤原一丁目〇番地の〇
(商号) 〇〇商事株式会社
会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2
代表取締役 若松 太郎 ⑩ ←
連絡先電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代表取締役ご本人が
申請するときは、ここに
押印してください。

添付情報

登記原因証明情報 本店の変更登記が完了した登記事項証明書が該当します。
なお、申請人欄に会社法人等番号を記載することで、
登記事項証明書の添付を省略できます。

非課税証明書 ← 市役所発行の「住所変更証明書」です。

代理権限証書 ← 代理人が申請する場合の「委任状」です。

会社法人等番号 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0 1 2

代理人 住所 〇県〇市〇町〇〇
氏名 法務 三郎 ⑩
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代理人が申請する場合にのみ記載し、
代理人の印鑑を押印します。
代理申請の場合、代表取締役の押印
は必要ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請 福島地方法務局 若松支局 御中
登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示
不動産番号

所在 会津若松市藤原一丁目
地番 1 2 番 3
地目 宅地
地積 1 2 3 . 4 5 m²

福島地方法務局若松支局の
管轄外の土地・建物の場合は、
その管轄法務局へ提出します。

福島地方法務局若松支局の管轄外の
土地の場合、その土地を記入し、その
管轄法務局へ送付が必要です。

不動産番号

所在 会津若松市藤原一丁目 1 2 番地の 3
家屋番号 1 2 番 3
種類 事務所
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床面積 1 階 4 3 . 0 0 m²
2 階 3 8 . 2 0 m²

福島地方法務局若松支局の管轄外の
建物の場合、その建物を記入し、その
管轄法務局へ送付が必要です。

委任状の記載例

委任状

私は、住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 法務 次郎 を代理人と定めて、

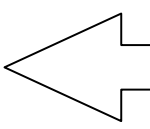
下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年1月27日 町名地番変更

変更後の事項 本店 会津若松市藤原一丁目○番地の○

不動産の表示

1. 会津若松市藤原一丁目○番○の土地
2. 会津若松市藤原一丁目○番地の○ 家屋番号○○番○の建物
3. 
4. 福島地方法務局若松支局の管轄以外の土地・建物の場合はその土地・建物を記入します。
- 5.

令和○○年○○月○○日

(本店) 会津若松市藤原一丁目○番地の○

(商号) ○○商事株式会社
代表取締役 若松 太郎 ㊞

【注意】

司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります（司法書士法第78条第1項）。

会社等の変更登記についてのお問い合わせ先

福島地方法務局 法人登記部門

〒960-8021 福島県福島市霞町1番46号

TEL 024-534-1904

※ 相談は予約制です。

住所変更に関するお問い合わせ先

郵便番号 965-8601

住 所 福島県会津若松市栄町4番45号

会津若松市役所栄町第一庁舎3階

担当部署 建設部 開発管理課 区画整理グループ

電話番号 直通 0242-39-1263

E-mail kaihatsu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp